

経営発達支援計画の概要

<p>実施者名 (法人番号)</p>	<p>桐生市黒保根商工会（法人番号 5070005005149）</p>
<p>実施期間</p>	<p>平成30年4月1日～平成35年3月31日</p>
<p>目 標</p>	<p>地域経済の動向を把握するとともに地域小規模事業者の経営状況を調査・分析し、データベース化することにより、円滑な廃業・事業承継・再チャレンジに向けた環境を整備する。関係する支援機関等と緊密な連携を強化することにより高度で専門性の高い経営課題については、関係支援機関等の協力を得ながら、多面的な支援を実施する。</p>
<p>事業内容</p>	<p>I. 経営発達支援事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の経済動向調査は、全国商工会連合会で実施している景況調査を継続実施し、群馬県商工会連合会の協力を得ながら管内数値を集計・分析し集計結果を提供する。 2. 経営状況の分析は、これまでの金融・税務支援において取得した決算数値をデータベース化するとともに、巡回相談・窓口相談を通じ後継者の有無等についても情報を収集する。 3. 事業計画策定支援は、事業者の経営課題解決のため、中小企業基盤整備機構等の専門家派遣事業を活用し、専門家と連携して事業計画の策定支援を行う。創業・経営革新支援は、群馬県商工会連合会の創業塾・経営革新塾等の開催情報を提供し参加希望者の支援を図る。 4. 事業計画策定後の実施支援については、群馬県商工会連合会の専門家派遣事業等を活用し、専門家と連携して計画策定後の指導、助言、計画変更策定支援を行う。 5. 需要動向調査については日経テレコン・POSEYESを活用し、個社の商品のブラッシュアップを行う。このことにより管内小規模事業者のマーケットイン志向に基づく商品の開発と販売を支援する。 6. 新たな需要の開拓に寄与する事業については、営業・販路開拓の課題に対し個別相談、ITを活用した企業PRや、IT能力向上のための情報化セミナーを開催する。また、地域におけるイベントへの出展支援を行うほか群馬県、全国商工会連合会、群馬県商工会連合会等で開催する展示会・商談会・産業展等の情報提供と出展支援を行う。 <p>II. 地域経済の活性化に資する取組</p> <p>本会が主体となり青年部・女性部を中心とした地域経済活性化事業を実施するとともに、地域における魅力の創造・掘り起しを図ることにより地域創生の一助となるべく活動を展開する。</p>
<p>連絡先</p>	<p>〒376-0141 群馬県桐生市黒保根町水沼182-3 桐生市黒保根商工会 TEL 0277-96-2605 FAX 0277-96-2586 E-mail kurosyo@sunfield.ne.jp</p>

(別表1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 地域の概要 (現状)

・地域の風土 (位置、気候、地理的な特徴等)

黒保根村は、平成17年6月13日に桐生市へ編入合併したが、商工会は地区の特例の規定により存続し、桐生市黒保根商工会となり商工会議所とは地区を別にして総合経済団体として活動している。

桐生市黒保根町は、群馬県の東部に位置し、東経139度17分、北緯36度29分、標高270mの位置に桐生市黒保根支所があり、本会はその2階に事務所を置いている。町は、東西11km、南北12kmで総面積は101.50平方kmと広大である。

町の南部を渡良瀬川が北東から南西に流れ、西部にそびえる赤城山(1,828m)を背にして南東面に緩い傾斜をして広がる山間地帯である。

桐生市の中心部までは、鉄道利用で30分、車利用でも30分の距離にある。また、県庁所在地の前橋市までは鉄道利用で80分、車利用で60分の距離にある。

人家は、標高250mから750mのところのところに散在しており、気候は、気温差は著しいものの冬季の寒気はそれほど厳しくはない。また、夏季の暑さも比較的しのぎやすく生活しやすいと言える。

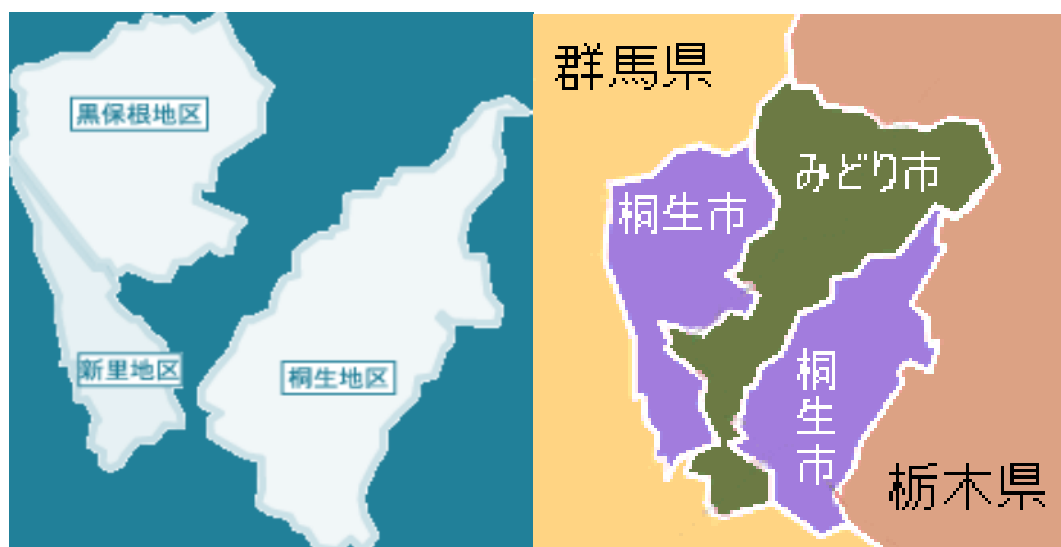


・歴史的な背景

黒保根村は明治22年4月、町村制施行に伴い南勢多郡黒保根村として発足した。明治29年4月、郡合併に伴い勢多郡に属することとなった。平成17年6月13日には、平成の大合併により隣接する新里村とともに桐生市と合併した。

合併後の桐生市はみどり市に分断され飛び地となっている。最近においても、桐生市とみどり市の行政合併の議論が行われているが著しい進展は見受けられない。

また、商工会の合併については、議論の対象になっておらず、合併後12年経過した現在においても、1つの商工会議所と2つの商工会が並存する状況が続いている。



・交通網（鉄道、高速道路等）

管内には「わたらせ渓谷鉄道」（桐生駅－日光市間藤駅）が走っており、黒保根管内には、水沼駅と本宿駅の二つの駅が存在している。水沼駅からは桐生駅まで約30分、日光市間藤駅まで約50分である。

わたらせ渓谷鉄道の相老駅で東武鉄道桐生線に乗り換えることにより東京の浅草駅につながる。（水沼駅から約3時間）

高速道路へのアクセスは北関東自動車道伊勢崎ICへ40分、関越自動車道沼田ICへ60分、東北自動車道佐野藤岡ICへ80分となっている。

・人口の推移

黒保根町の人口は平成29年7月末現在1,991人（896世帯）となっており、10年前と比較すると約22%減少している。

表1 人口の推移（桐生市の統計概要より）

	H19	H21	H23	H25	H27	H29
人口	2,568	2,459	2,343	2,189	2,084	1,991
世帯数	957	951	945	912	915	896

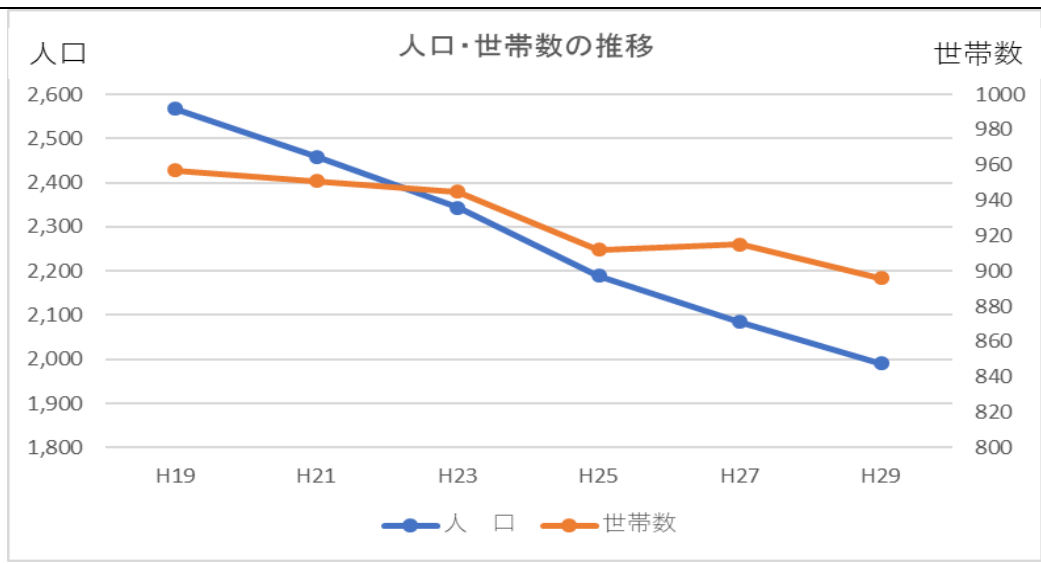


図1 人口・世帯数の推移

年代別人口割合は、15歳未満が5.6%、15歳～64歳が53%、65歳以上が41.4%となっており、少子高齢化が著しい地域である。

- ・産業構造の推移（業種構成、業種別の事業者数の推移等）
 農林業を中心とした産業構造となっており、商工業者の割合は低くなっている。現在、商工業者数は96、小規模事業者数81となっており、減少傾向にある。

表2 商工業者数・小規模事業者数・会員数の推移

	H19	H21	H23	H25	H27	H29
商工業者数	113	104	104	104	96	96
小規模事業者数	104	89	89	89	81	81
会員数	86	78	74	72	69	65

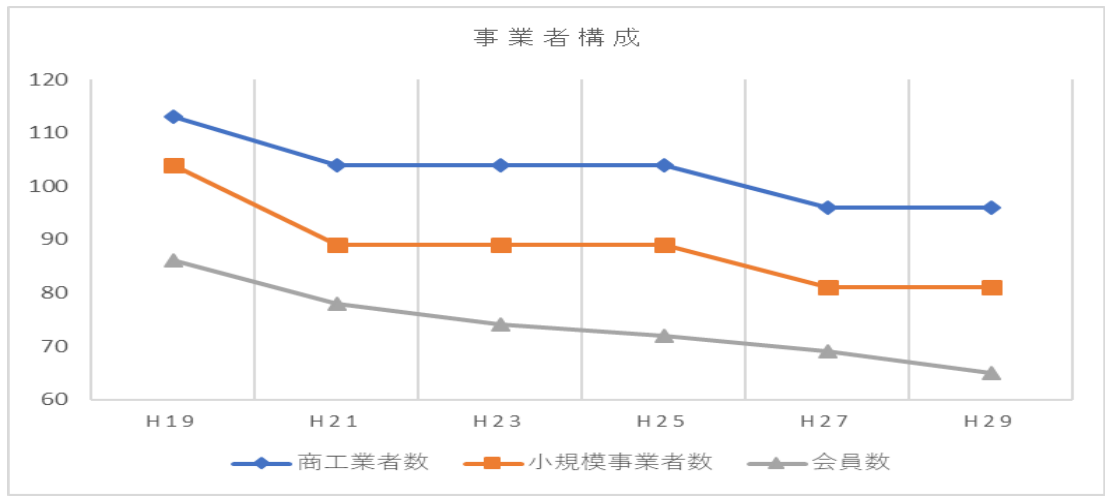


図2 商工業者数・小規模事業者数・会員数の推移

また、会員数は65事業所となっており、10年前と比較すると約24%減少している。会員の高齢化や後継者不足を考えると、会員数の減少に歯止めをかけることは困難であり、将来的には単独の商工会として存続できないことも考慮する必要があると思われる。組織率については若干ではあるが回復傾向にある。

表3 組織率（会員数／商工業者数）

	H19	H21	H23	H25	H27	H29
組織率（%）	76%	75%	71%	69%	72%	68%

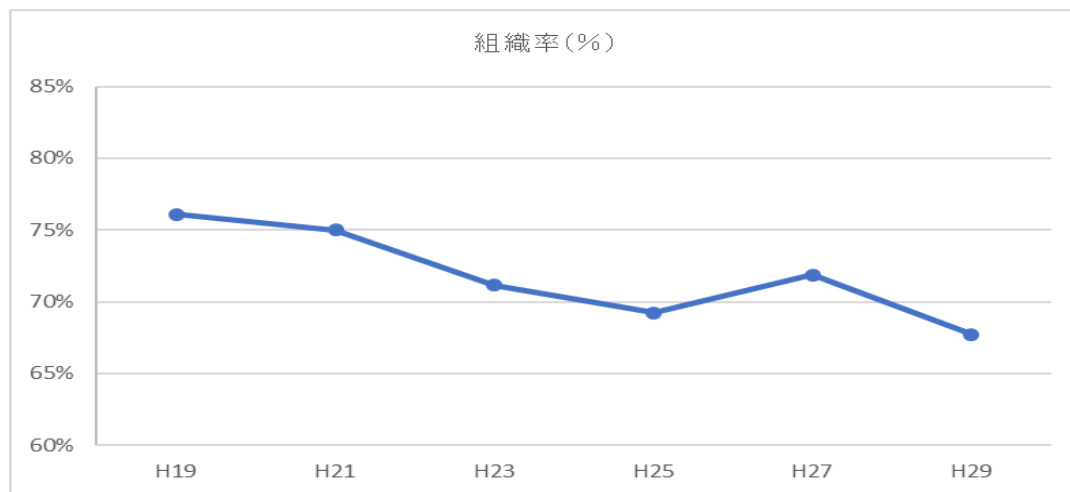


図3 組織率の推移

業種構成は次のとおりである。建設業、製造業、小売業、飲食業の比率が高くなっている。

表4 業種構成の推移（「経済センサス」より）

	H19	H21	H23	H25	H27	H29
建設業	32	30	30	30	24	24
製造業	20	19	19	19	16	16
小売業	18	17	17	17	16	16
飲食・宿泊業	13	13	13	13	11	11
サービス業	16	13	13	13	10	7
卸売業	2	3	3	3	3	10
その他	8	5	5	5	16	16

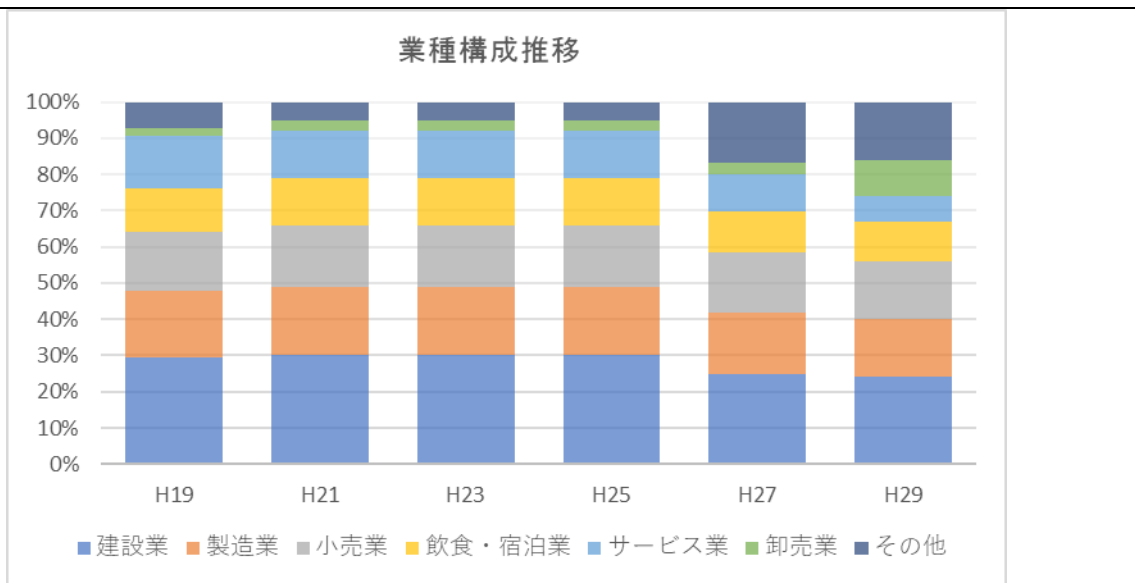


図4 業種構成の推移

建設業は一人親方の大工や家族経営の板金・屋根工事業が多くなっている。建設業24件のうち15事業所には従業員がいない。また、残りの7事業所についても従業員数5名以下が5事業所となっており企業規模は小さな状況である。

製造業16件の内訳を見ると機械金属関係が6事業所、縫製業が3事業所、製材業が3事業所、その他が4事業所となっている。企業規模は小さく、ほとんどの事業者が家族経営または従業員数が2名以下となっている。

小売業並びに飲食業についても企業規模は小さく、ほとんどの事業所が家族経営となっている。

宿泊業のうち1件は梨木温泉と呼ばれる一軒宿となっている。

サービス業は理容・美容業が3事業所と多くなっている。そのほか、自動車整備業が1事業所、日帰り温泉施設が1事業所、管理釣り場が1事業所等となっている。

・ 地域の名産品、地域資源 等

農作物では、米や中山間地の気候を活用した花き栽培など、多種多様な作物が栽培されている。群馬県が指定する地域資源として黒保根町が関係するものは、あじさい、シクラメン、観光資源としては赤城山、わたらせ渓谷鉄道などがある。

しかしながら、ブランド化されたものがなく知名度も低い状態である。

また、こうした地域資源を活用した名産品や土産物の開発は遅れており、今後はこうした地域資源を利用した特産品の開発が望まれる。

2. 当地域の内部環境（強み・弱み）

・ 地域の風土、地理的な強み（弱み）

桐生市の特徴を地区別に示すと次の通りである。

◆ 桐生地区（1～18区）

□ 旧市街地での人口減少が顕著で高齢化率が高い

（旧市街地[1～10区]の高齢化率：38.77パーセント[2014年3月末現在]）

(桐生地区[1～18区]の高齢化率：38.87パーセント[2017年3月末現在])

- 森林資源が豊富 (地区の面積[137.47km²]の約7割を森林が占める)
- 豊富な水源を有する
- 繊維関連産業、機械産業 (輸送用機械器具など) が基幹産業
- 近代化遺産が多く残存
- 国の重要伝統的建造物群保存地区を有する (天満宮地区と本町一・二丁目の全域)
- 電動コミュニティバスの運行
- レンタサイクルを実施
- 産学官連携活動を積極展開
- 中心市街地の空洞化 (空き店舗の増加)

◆ 新里地区 (19～21区)

- 人口がほぼ横ばいで推移し、高齢化率が低い
(高齢化率：27.43パーセント[2017年3月末現在])
- 地区の面積[35.60km²]のうち、農地・森林がそれぞれ約3割を占める
- 農業 (農作物生産[野菜・果樹など]・畜産) が盛ん
- 桐生市清掃センターで廃棄物発電やその排熱を利用

◆ 黒保根地区 (22区)

- 人口減少が顕著で高齢化率が高い
(高齢化率：44.60パーセント[2017年3月末現在])
- 森林資源が豊富 (地区の面積[101.50km²]の約9割を森林が占める)
- 豊富な水源を有する (急峻な地形)
- 農業 (農作物生産[米・花きなど]・畜産) が盛ん
- 小水力発電を実施 (利平茶屋小水力発電所・黒保根浄水場の小水力発電所)
- 過疎地域 (過疎地域自立促進特別措置法に基づく指定)

こうした中であって、地域住民の環境に対する関心は高く、省エネルギーの推進などの地球温暖化対策について積極的に取り組む必要性を感じている。

(桐生市地域新エネルギービジョン作成時における「新エネルギー」に関するアンケート結果、第20回「市民の声」アンケート結果より)

桐生市としては、各地区の地域特性や、まちづくり・環境問題への取組の方向性などを踏まえ、再生可能エネルギーを活用した環境先進都市を目指すとしている。

黒保根町は桐生市の西北に位置し、西北にそびえる赤城山を背に東南面に緩やかな傾斜が広がる山間傾斜地であり、南部には渡良瀬川が流れる地域である。森林が9割を占める山間地域であり、森林と清流に育まれた豊かな自然環境を有し、平成8年に「水源村宣言」を行った。

地区内には豊富な水と傾斜を利用した小水力発電が2基設置されており、現在3基目が建設中である。また、広大な土地は価格が低く、太陽光発電施設も小規模ではあるが数多く見受けられる。こうしたことから、再生可能エネルギーの調達には適した地域であると言える。

また、南部を流れる渡良瀬川は下流域の水源となっており、上流に位置する草木ダムとともに重要なインフラとなっている。

9割を占める森林は、建築用材料や燃料としての薪炭、椎茸原木の生産等に活用されていたが、安価な輸入木材や国産材価格の低迷などにより、厳しい状況が続いている。こうした状況において、近年は地球温暖化問題など地球環境規模でのグローバルな視点から二酸化炭素の低減対策として森林整備が注目されており、新たな森林活用の必要性に迫られているが、木質バイオマスによる発電も将来的に有望な再生可能エネルギーと考えられる。また、養豚業による家畜排せつ物を活用した畜産バイオマスも有望であると考えられる。

・歴史的な背景による強み（弱み）

桐生市は古くから絹織物の産地として栄え、江戸時代には「西の西陣、東の桐生」と並び称され、織物のまちとして全国に名が知られてきたが、織物産業の衰退に伴い、織物の町としての知名度は低くなっている。黒保根町においては、織物業者の姿は見受けられない。

・交通網に関する強み（弱み）

黒保根町の地区内にわたらせ渓谷鉄道（旧国鉄足尾線）が走っており、2つの駅が存在している。春や秋の観光シーズンにはテレビ等のマスコミにも数多く取り上げられ、多くの観光客を取り込むことが可能となっている。

また、地区内には国道122号線が走っており、休日には日光への抜け道として多くの観光客が利用している。また、県道大間々沼田線は川場村や片品村などへのスキー客や観光客が利用している。しかしながら、ともに黒保根町は通過地区としての存在でしかなく、目的地を黒保根町にしてみらうための方策が必要となっている。

・人口に関する強み（弱み）

桐生市においても様々な人口減少対策を実施しているが、現状においては効果的な対策とはなっていない。黒保根町においても移住対策や空き家バンク等を実施しているが、移住者の多くが60歳以上の高齢者が多く、人口減少対策に結びついていない。

しかしながら、生産年齢人口が少ないこともあり、事業者の多くが80歳前後まで現役として事業に従事しており雇用の不足を補っている。

・産業に関する強み（弱み）

商工業者の半数以上が農業にも従事しており、米や野菜は自給自足できる状況にある。また、商工業と農業を兼業しているため、商工業で生計を立てるという意識が低く、経営する事業への取り組み姿勢が消極的であるため、経営革新への意識は後ろ向きである。

・地域の名産品、地域資源に関する強み（弱み）

地元農業者の米穀に対する思い入れは強く、収穫された米穀の食味も魚沼産に引けをとらない状況であるが、耕作面積が少なく、ブランド化するには収穫量が少な過ぎる。しかし、地元有志により米穀のブランド化に取り組む動きも見受けられるため、こうしたグループに対する6次産業化への支援を推進中である。

3. 当地域の課題

当地域は、近隣地域への人口流出等により、人口・世帯数が減少しており、経営者の高齢化が進展している。また、小規模事業者全体が一体化し事業を推進する仕組みが整っていない。そうした中平成17年に桐生市と合併したが、桐生市中心部（旧桐生市地域）とは飛び地となっており、小規模事業者の事業の活性化には効果が上がっていない。そういった現状や問題点を考慮した「当地域の課題」は以下の通りである。

- ・商業・サービス業の集積地がない当地区内において、消費者に事業者の存在を知ってもらうこと。
- ・旧桐生市や近隣市の金融機関・桐生市・桐生商工会議所・よろず支援拠点などとも連携し小規模事業者の販路拡大を支援すること。
- ・桐生市の施策を活用し、小規模事業者の活性化を図ること。
- ・地域内の小規模事業者へのタイムリーな情報発信の実施及びその仕組み作り。

4. 桐生市黒保根商工会の役割

・これまでの商工会の取組と課題

桐生市黒保根商工会は昭和35年9月に黒保根村商工会として設立されたが、平成17年に黒保根村が隣接する新里村とともに桐生市と合併した際に名称変更により桐生市黒保根商工会となった。桐生市には桐生商工会議所、桐生市新里商工会も活動しており、桐生地区、新里地区、黒保根地区をそれぞれ担当している。

本会は、経営改善普及事業の基本となるべき巡回指導をきめ細かく実施することにより、地域の小規模事業者へ国や県の施策を周知するとともに、借入の相談や税務申告の代行、労働保険事務（労働保険料の徴収や労災事故等の事務手続き）の代行等を実施している。また、高齢の経営者が多いため、IT技術の進展が遅れており、情報格差が生まれているため、情報分野での支援も多くなっている。

本会の基本姿勢は地域密着であり、人的な繋がりを重視する経営支援である。個々の事業所に対し人と人とのふれあいを通じた支援体制を構築し、職員がきめ細かく対応することにより人的な繋がりを生かした経営支援を実施している。こうした顔の見える経営支援体制により商工会に対する信頼感を醸成し、事業者に対し安心感を提供することにより経営支援を行っている。

また、本会においては正規職員2名（経営指導員1名・補助員1名）パート職員1名と小規模であり、事務局長が未設置であるため、経営指導員がその職務を代行する割合が大きくなっている。そのため、経営指導員だけでなく、職員全体で巡回指導を実施し、その際に取得した情報を全職員で共有することで、経営改善普及事業の推進を図るよう心掛けている。

黒保根地区には民間の金融機関がなく、税理士や社会保険労務士も存在しない。そのため、金融や税務、労働支援について商工会への依存度が高くなっている。

○講習会等（集団・個別）

表5 講習会等開催実績

	H24	H25	H26	H27	H28
開催回数	1	2	2	1	3
参加者数	15	32	40	28	35

表6 個別相談会開催実績

	H24	H25	H26	H27	H28
開催回数	9	9	9	9	23
参加者数	101	106	107	104	120

○金融斡旋

表7 融資斡旋実績

	H24	H25	H26	H27	H28
融資件数	6	12	18	9	7
融資金額（万円）	3,300	4,070	4,200	6,160	3,600

○経営支援

表8 専門家派遣事業実績

	H24	H25	H26	H27	H28
実施事業所数	4	6	10	2	15

○税務支援

表9 税務支援実績

	H24	H25	H26	H27	H28
記帳指導委託事業所数	39	39	39	38	33
ネットde記帳利用事業所数	28	28	28	28	23
所得税申告書作成数	48	52	51	49	48
消費税申告書作成数	20	17	16	19	19
e-tax実施事業所数	36	38	38	38	33

○労務支援

表10 労働保険事務委託実績

	H24	H25	H26	H27	H28
委託事業所数	21	21	21	19	18
納付保険料（円）	7,648,660	8,183,569	7,924,840	8,221,710	8,144,608

・今後、商工会に求められている役割（機能）

地域小規模事業者は人口減少や高齢化など我が国経済の構造的変化に直面しており、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売り上げの減少に直面している。地方において強靱で自律的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割は益々重要になっており、安定的な雇用の維持等を含む事業の持続的発展が求められている。

こうしたことから、これまでの税務指導や記帳指導を中心とした経営改善普及事業の取組を見直し、事業計画に基づく経営の推進、新たな需要開拓に向けた支援を通じて、小規模事業者の売上げや利益を確保するための支援に重点を置くことを目的とし

て、やや受け身であった支援体制から積極的に提案する支援体制に転換し、事業者を選定して経営分析を行い、事業計画を策定するとともに事業計画の実行までを一貫して伴走型による支援を行うことが求められている。

小規模事業者の課題を自らの課題としてとらえ、群馬県商工会連合会や他の関係支援機関と連携して、小規模事業者による事業計画の策定を支援するとともに事業計画策定後も伴走型の支援を継続的に実施することが必要であると考ええる。

円滑な廃業・事業承継・再チャレンジに向けた伴走型の支援を行うとともに高度で専門性の高い経営課題については、関係支援機関等の協力を得ながら、多面的な支援を実施することにより経営戦略に踏み込んだ支援を実施することが求められている。

また、展示会・商談会・産業展等の情報提供と出展支援並びにIT活用支援により販路拡大に向けた対策を実施することも求められている。

5. 小規模事業者に対する中長期的な振興のあり方

小規模事業者が激変する外部環境に対応し継続的な発展を達成するためには、顧客（消費者・取引先など）に自社を選択してもらう必要がある。そのためには、自社の「強み」を正確に把握したうえで「強み」を最大限に活用した「事業の方向性」を定めることが肝要である。当地域は、商工事業者総数・小規模事業者数ともに減少傾向となっており、今後における小規模事業者への支援が問われる状況と言える。そのような状況の中で小規模事業者が継続的な発展を達成するためには、独自の「強み」を最大限に活用した「地域住民に愛されるキラリと光る小規模事業者」となることが、全業種に共通した今後10年間における中長期的な振興のあり方となる。以下にそれぞれの業種における具体例を記載する。

○製造業

「独自技術の洗練化」「産官学の連携による新規技術の開発」「独自製品の開発・製造・販売」「製造ラインの効率化」「他業種とのコラボレーション」「需要に応じた設備投資」

○建設業

「公共事業から民間受注の開拓を進める」「営業力向上によるプレゼンテーション力のアップ」「高齢化に対応した建築・設備の提供」「リフォーム需要の取込」

○小売業

「ストアブランドの強化」「大型店にはできないきめ細やかなサービスの提供」「独自の仕入による商品の差別化」「地元商品の販売」「高齢化に対応した宅配サービスの実施」

○サービス業

「独自の技術力を活かしたサービスの提案」「地元住民に安心感を与える店作り」「イベント来場者に対応した新たなサービスの提案」「高齢者に対応したサービスの充実」

○飲食店

「食の安心・安全の提供」「地元特産品を活用したメニューの開発」「高齢者に配慮した店作り」

6. 経営発達支援計画の目標

平成 26 年に施行された「小規模基本法」「小規模支援法」に基づき、群馬県産業経済部が作成した平成27年度の産業経済部施策概要によると「伴走型」できめ細やかな支援の実施が掲げられている。また、桐生市が平成25年度に作成した「桐生市新生総合計画後期基本計画（平成25年度～平成29年度）」（平成30年度以降も踏襲するものとする）において、重点施策として「地場産業の育成と企業立地の促進」「産学官連携の推進と先端産業の育成」が示されている。当商工会は、これらの施策及び先に掲げた「4. 小規模事業者に対する中長期的な振興のあり方」に則り以下の4点を経営発達支援計画における今後5年間の目標とした。

- (1) 地区内の小規模事業者の育成を支援するためのハブ拠点となること
 - (2) 地区内外の関連機関との連携を図り各小規模事業者の特徴に対応した伴走型の支援を実行すること
 - (3) 小規模事業者の「強み」を活用し他社との差別化を図ることにより販路拡大を支援すること
 - (4) 商工会の全職員の資質の向上を図り小規模事業者の更なる信頼を獲得すること
- 当商工会は、このような活動を通して、当地域を活気・活力・魅力にあふれた地域となるため邁進したい。以上を勘案し、当商工会の目標達成のための方針を下記の通り設定した。

7. 目標達成のための方針

- (1) 地区内の小規模事業者のハブ拠点としての役割強化
商工業者の集積地を持たない当地区において、当商工会が核となり小規模事業者の情報集積・情報発信を行う必要がある。しかし現状では、当商工会がその役割を十分に果たしているとは言えない。今後はハブ拠点としての役割を強化し、小規模事業者の経営課題にワンストップで対応できる拠点づくりを進める。
- (2) 関連機関との連携による支援
人的資源・資金的資源が限られている当商工会において、小規模事業者の特徴に対応したきめ細やかな支援を実施するにはおのずと限界がある。既存の関連機関との連携を図ることはもとより、桐生市・群馬県商工会連合会・群馬県産業支援機構・よろず支援拠点などとの連携を強め、情報交換やビジネスマッチング事業などの支援を実施する。
- (3) 経営課題の解決による売上・利益の確保
小規模事業者の中には、激変する外部環境の変化に対応しきれず、多くの経営課題を抱えている事業者も多い。そのような事業者の中には、課題解決のために積極的な行動を起こさない事業者も存在する。当商工会は、小規模事業者への指導員の積極的な巡回訪問や事業特性に応じた専門家派遣を行い、経営課題の解決を図り売上・利益の確保に務める。
- (4) 地域に密着した支援機関としての機能及び能力の強化
上記の方針を実施するためには、経営指導員が広範な知識を習得し、かつその知識を事業者にわかりやすく提供するためのスキルが必要となる。現在行われている各種研修会に参加し指導員の資質向上を図ることはもとより、指導員間の情報の共有やOJTによるノウハウの習得を行い指導員の能力の強化を図る。また、他地域との

情報交換も積極的に行い、適切な情報をタイムリーに事業者が発信する仕組み作りに取り組むことにより地域に密着した支援機関としての機能強化を図る。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間
平成30年4月1日～平成35年3月31日

(2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】

(現状と課題)

・現状で実施している調査の概要と課題

現状において、地域の経済動向に関する調査については、「経営指導員による巡回訪問及び窓口相談時における個別ヒアリング」や「理事会や業種別部会等の会合時における出席者への業況ヒアリング」程度にとどまっており、地域の小規模事業者に対する的確な指導を行うための体系的な調査を実施しておらず、また得られた情報を整理・分析して発信する仕組みも持っていなかった。

今後は、支援を行う個社の状況はもとより、地域の状況をしっかりと把握するための調査方法・手段を確立し、得られた地域経済に関する情報を整理・分析して、地域の事業者が容易に閲覧できるよう、情報提供していくことが課題である。

(改善方法)

・課題を具体的にどのように改善するか

現状の取り組みでは情報収集の手段が少なく地域の経済動向の把握が粗雑になる可能性がある。まずは、情報収集の手段を増やし広範な情報を収集する。収集する情報は「景気動向」「消費動向」を中心とした情報とし、得られた情報の分析を行い、それらの情報を適宜事業者が発信する。

(事業内容)

(1) 地域内の経済動向を把握するために、関東財務局が発表する「県内経済動向・統計」や「業況判断来季予測（群馬経済研究所）」において県内の経済動向を把握する。そのうえで地域に密着した情報として「地域産業景気動向調査報告（桐生信用金庫）」「景況調査報告書（桐生商工会議所）」から業種ごとの「業況DI」「経営上の問題点」などの情報を調査・収集する。（新規事業）

● 情報収集項目

- ① 売上（加工）額：前年同期比・前期比の今期状況、来期見通し。
- ② 売上（加工）単価：前年同期比・前期比の今期状況、来期見通し。
- ③ 売上（加工）数量：前年同期比・前期比の今期状況、来期見通し。
- ④ 資金繰り：前年同期比・前期比の今期状況、来期見通し。

- ⑤ 仕入単価：前年同期比の今期状況、来期見通し。
- ⑥ 原材料・製品等在庫数量：前年同期比の今期状況、来期見通し。
- ⑦ 採算（経常利益）：前年同期比の今期状況、来期見通し。
- ⑧ 従業員数（含む臨時・パート）：前年同期比の今期状況、来期見通し。
- ⑨ 業況（自社）：前年同期比・前期比の今期状況、来期見通し。
- ⑩ 新規設備投資の状況：今期の実施状況、来期実施見通し。
- ⑪ 今期直面している経営上の問題点

- (2) 得られた情報は、経営指導員が中心となり、それらが地域内の小規模事業者にどのような影響を及ぼすかについて、主に「販路拡大」「収益性」の視点から分析を行う。また、必要に応じて金融機関や専門家と連携しその作業にあたる。（新規事業）
- (3) 上記調査により得られた情報は、経営指導員及び職員間で情報を共有し、事業者の経営指導や事業計画作成のために活用する。また、当商工会のホームページ（以下HP）を通じて適宜情報発信を行う。（新規事業）

（目標）

地域内の経済動向の調査・分析を行うことにより、その特性を理解し地域の現状と課題を的確に把握する。その結果を踏まえ、今後の当商工会の取組みに繋げていくとともに、各事業者の経営支援や事業計画作成用のデータとして活用していく。収集・分析した情報に関しては地区内のハブ拠点として商工会HPを通して発信する。

実施内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
情報調査・収集						
統計情報	情報収集不足	各機関の情報収集（4か所）	各機関の情報収集（4か所）	各機関の情報収集（4か所）	各機関の情報収集（4か所）	各機関の情報収集（4か所）
情報の分析						
統計情報	未実施	年4回実施	年4回実施	年4回実施	年4回実施	年4回実施
分析結果の情報発信						
商工会HP	未実施	年4回実施	年4回実施	年4回実施	年4回実施	年4回実施

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

（現状と課題）

- ・現状で実施している経営分析の概要と課題

従来から実施している金融支援並びに税務支援において蓄積された、支援対象事業者の決算データや財務データは紙ベースで保管しているが、現状は活用されていない。

また、地域小規模事業者の強みや弱みといった情報についても、巡回指導で聞き取る程度である。後継者の有無についても概ね把握している程度であり、「経営状況の分析」のための一部情報は存在するが、活用出来ていないのが現状である。

多くの小規模事業者は日々の業務に追われて「経営状況の分析」を行っておらず、その必要性も理解していない。経営分析を商工会で行うことが出来る事も周知してい

ない。

地域の小規模事業者に「経営状況の分析」の必要性を理解させ、経営指導員が積極的な対応を実施する事が課題となる。

(改善方法)

・課題を具体的にどのように改善するか

受け身の対応を改め、経営指導員の巡回・窓口相談、各種セミナーの開催時に、小規模事業者に対して「経営状況の分析」の必要性を説明する。特に資金繰りに窮する事業者や、環境変化に対応できず自社の事業の方向性を明確に出来ない事業者に対して「財務状況」と「事業の方向性」について支援する。また、専門的な分析が必要な事業者に対しては、群馬県商工会連合会・地域金融機関（黒保根地区には金融機関が無いため隣接市の金融機関）・群馬県産業支援機構のコーディネータや専門家と連携して丁寧なサポートをする。

(事業内容)

(1) 「経営状況の分析」の必要性を周知する

経営指導員の巡回・窓口相談、各種セミナーの開催時に、「経営状況の分析」の必要性を説明する。「経営状況の分析」を行うことにより、財務状況の問題点が把握できた事例や事業の方向性が明確になった事例を具体的に示し、その有用性を説明する。

(2) 「経営自己診断システム」を活用し財務上の問題点を把握する

(1)で掘り起こした事業者について、商工会連合会で推奨している、中小企業基盤整備機構が提供している「経営自己診断システム」を活用し財務分析を行い、財務上の問題点を把握する。

(3) 事業者自身が「自社を知る」ための支援をする

小規模事業者は自社の「強み」「弱み」を正確に把握していない場合が多い。経営状況分析時に事業者の「強み」「弱み」をヒアリングする。特に事業者の潜在的な「強み」を聞き出す事を心がける。

(4) 専門家との連携により更に詳しい分析を行う

必要に応じて専門知識を有する中小企業診断士や各専門家と連携し、その事業者が保有する製造技術やノウハウ、財務の内容等のさらに詳しい分析を行う。

(5) 事業計画策定のためのSWOT分析を行い「事業の方向性」を明確にする

(2)(3)(4)より得られた分析結果を内部環境分析とし、「1. 地域の経済動向調査に関すること」「5. 需要動向調査に関すること」で得られた分析結果を外部環境分析として、対象事業者のSWOT分析を行い、「事業の方向性」を明確にし、事業計画策定やその後の支援に役立てる。

(6) 分析結果をホームページで公開し「経営状況の分析」の有用性を啓蒙する

分析結果について、事業者の了解を得て（業種別等に集計するので個別事業者の情報は公開されない旨を伝えて）トレンドを分析して「商工会HP」に掲載する。経営状況分析の有用性を周知するとともに小規模事業者にその必要性を啓蒙する。

（目標）

小規模事業者と接触する機会を活用し、経営分析の必要性を説明することによって、多くの小規模事業者の経営分析に積極的に取り組む。経営分析を通じ、小規模事業者が自社の現状を理解し、その問題点の解決と事業の発展に自発的に取り組む事を目標とする。

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
経営状況分析の掘り起こし のための活動総数	0	15	20	25	30	35
巡回訪問数	0	10	15	20	25	30
窓口勧誘数	0	3	3	3	3	3
セミナー開催時勧誘数	0	3	3	3	3	3
経営分析事業者数	3	6	8	10	12	15

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

（現状と課題）

・現状で実施している事業計画策定支援と課題

事業計画策定支援に関しては、マル経などの金融支援や各種補助金の申請書作成時においてだけ策定支援を行っているため受け身の対応となってしまっている。また、作成した事業計画についても「申請用の事業計画」に陥ってしまい事業者の「事業の方向性」を考慮した具体的で実現可能な事業計画が作成されていないことも散見された。一方、小規模事業者においても、日々の業務に忙殺され、定期的に事業計画を作成している事業者はほとんど無く、作成の意義や作成方法を知らない事業者も多い。

以上を考慮すると、受け身の姿勢を改め事業計画を策定する事業者を積極的に発掘し、「事業の方向性」に即した事業計画の策定を支援することが課題となる。また、小規模事業者に事業計画策定の意義や必要性を理解してもらう仕組み作りが必要となる。

（改善内容）

・課題を具体的にどのように改善するか

小規模事業者に事業計画策定の意義や作成方法を理解してもらうために、新規事業として「事業計画策定セミナー」を開催する。

その後、「1. 地域の経済動向調査に関すること」「2. 経営状況の分析に関すること」「5. 需要動向調査に関すること」で得た情報を活用し、事業計画策定支援を行う。具体的で実現性の高い事業計画を策定するために群馬県商工会連合会・群馬県よろず支援拠点・群馬県・桐生市・各金融機関・専門家等とも連携し、各事業者の事情を十分踏まえた伴走型の指導・助言を行い、小規模事業者の持続的発展を図る。

(事業内容)

- (1) 事業計画策定の意義や必要性に対して理解が乏しい事業者に、その内容を理解してもらうために、事業計画策定の前段階として「事業計画策定セミナー」を開催する。セミナーの内容は、事業計画策定を行ったことのない小規模事業者に対しても理解できるようわかりやすい内容とする。特に、決算書の仕組みや売上・利益計画作成の方法については、具体的な事例をあげながら丁寧な説明を行い、小規模事業者の利益確保につながるセミナーとする。セミナーの内容及びスケジュールは下記の通りである。(新規事業)

日程	テーマ	講義内容
1日目	事業計画策定の概要	○事業計画とは何か ○事業計画策定の意義と重要性を理解する ○事業計画の概要を理解する
2日目	事業計画策定の実践①	○経営理念について考える ○経営ビジョンの策定を行う ○環境分析（市場機会の評価を行う） ・外部環境分析 ・内部環境分析
3日目	事業計画策定の実践②	○経営課題を明確化する ○経営戦略を策定する ・事業計画の作成 ・行動スケジュールの作成 ・数値計画の作成

※三日連続で開催するのではなく1週間毎に1日開催し3週間かけて実施するなど間隔をおいて実施する。出席率を高めるための呼びかけも行う。

- (2) 「事業計画策定セミナー」の開催については、「商工会 HP」で告知する。また、参加が望まれる事業者（経営不振に陥っている事業者や事業後継者など）については経営指導員が事前にピックアップし巡回時や地域振興事業（お祭りや各種イベント等）開催時に参加を促す。(新規事業)
- (3) 事業計画策定支援を行う対象事業者は「2. 経営状況の分析に関すること」において経営分析を行った事業者及び「事業計画策定セミナー」に参加した事業者とする。(新規事業)
- (4) 事業計画策定時には、「1. 地域の経済動向調査に関すること」「2. 経営状況の分析に関すること」「5. 需要動向調査に関すること」で得た事業者に関する各種情報を踏まえ、事業者の経営状況に対応した事業計画を策定する。具体的には、小規模事業者の持つ「強み」をどのように活用するかに重点を置いたうえで「売上・利益計画」「売上・利益を達成するための行動スケジュール」を作成する。また、必要に応じ専門家（中小企業診断士・税理士）と連携し、事業者の実態に則した実現可能な事業計画を策定する。(既存事業改善)

(目標)

小規模事業者にとって、自社の持続的な発展のためには事業計画策定が必要である。そのことを小規模事業者に理解してもらうことが、事業計画策定支援の端緒となる。

その結果、事業計画策定セミナーに多くの事業者が参加し、具体的で実現性の高い事業計画を作成することが目標となる。

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
事業計画策定セミナー開催回数	0	1	1	1	1	1
事業計画策定セミナー参加者人数	0	15人/回	15人/回	20人/回	20人/回	25人/回
事業計画策定事業者数	0	6	7	8	9	11

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

(現状と課題)

- ・現状で実施している事業計画策定後の実施支援の概要と課題

事業計画策定を支援した事業者に対するその後のフォローアップに関しては、事業者からの相談があった場合に対応するという場当たりの対応となっており計画的なフォローアップができていない。そのため、事業計画策定後に新たに生じた経営課題に対して対応することができず事業計画が形骸化するケースも散見される。

上記を勘案すると、事業計画を策定した事業者に対する計画的で継続的なフォローアップを行う体制づくりや事業計画策定後に新たに生じた経営課題や状況の変化に対応する事業計画の修正を実施することが課題となる。

(改善内容)

- ・課題を具体的にどのように改善するか

事業計画を策定した事業者に対して場当たりの対応であったフォローアップを改め、事業計画を策定した全事業者に対して自発的で計画的なフォローアップを行う。

(事業内容)

- (1) 計画的なフォローアップを実施するため、事業計画策定を行った事業者について「事業者名」「事業計画策定年月日」「事業の方向性の概要」「事業計画のチェックポイント(売上・利益など)」を「事業計画チェックシート(エクセルにて作成)」にまとめ、その情報を商工会全職員が共有する。「事業計画チェックシート」にはフォロー訪問予定日を事前に記入し計画的な訪問を実施する。(新規事業)
- (2) 経営指導員は、事業計画策定後に、3ヶ月に1度の巡回訪問を実施し進捗状況の確認を行う。訪問時には必要に応じて需要の動向や経済指標などの情報を提供し、事業計画への影響度を検討する。また、事業計画に活用できる各種補助金などの施策について情報提供を行い、計画の円滑な進行を促進させる。訪問時の折衝内容は(1)で作成した「事業計画チェックシート」に記入し事業計画の進捗状況や問題点を商工会全職員が共有する。(新規事業)
- (3) 事業計画策定後に新たな経営課題が発生し事業計画修正の必要が生じた場合は、上記の訪問時に経営指導員が十分なヒアリングを行いその把握に努め具体的な改善案について提案を行う。また、必要に応じて群馬県商工会連合会やよろず支援拠点・群馬県産業支援機構に依頼し速やかに専門家を派遣するなど専門的な指導・助言を行う。(既存事業改善)

(目標)

事業計画策定支援は計画の策定を支援することが目標ではない。その計画を実行し事業者の持続的な発展が図られることが最も重要な目標である。そのことを考慮すると、事業計画策定後、各事業者の進捗状況を把握し、状況に応じたフォローアップを行うことが必要となる。

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
事業計画策定フォロー対象事業者数	0	6	7	8	9	11
事業対象フォロー頻度	0	四半期毎	四半期毎	四半期毎	四半期毎	四半期毎
事業計画策定フォロー総数	0	24	28	32	36	44

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

(現状と課題)

・現状で実施している需要動向調査の概要と課題

小規模事業者の売上・利益の確保・向上を図るためには、提供する商品・サービスについて買い手（消費者・バイヤー）の需要動向を調査・分析し「売れる商品を作る」という視点が必要となる。現在、買い手（消費者・バイヤー）の需要動向について、その必要性を理解し情報の収集・分析を行っている小規模事業者はほとんど存在しない。当商工会においても、経営指導員が巡回訪問時に、事業者が話す需要動向の変化などについて受動的に聞く程度である。また、得られた情報についても分析は行っておらず活用も図られていない。

当地域には、米や野菜、山間地域の特産品である山菜、水質の良い水資源(平成8年水源村宣言)を使用した加工品の製造販売を行う小規模事業者が存在するが、しかし、その取組は顧客ニーズの把握や取込みが不十分であり、個々の店舗が行う新商品開発もプロダクトアウトの取組に留まっている状況である。この状況を克服し、真にマーケットインの商品を開発・販売していくためには、買い手の需要動向について、情報収集を行うとともに、その情報を分析し、活用を図ることが課題であり、今後は地域の資源を利用した特産品・名産品の開発と販売拡大とともに、地域の観光資源も活かした取組が必要となっている。

(改善内容)

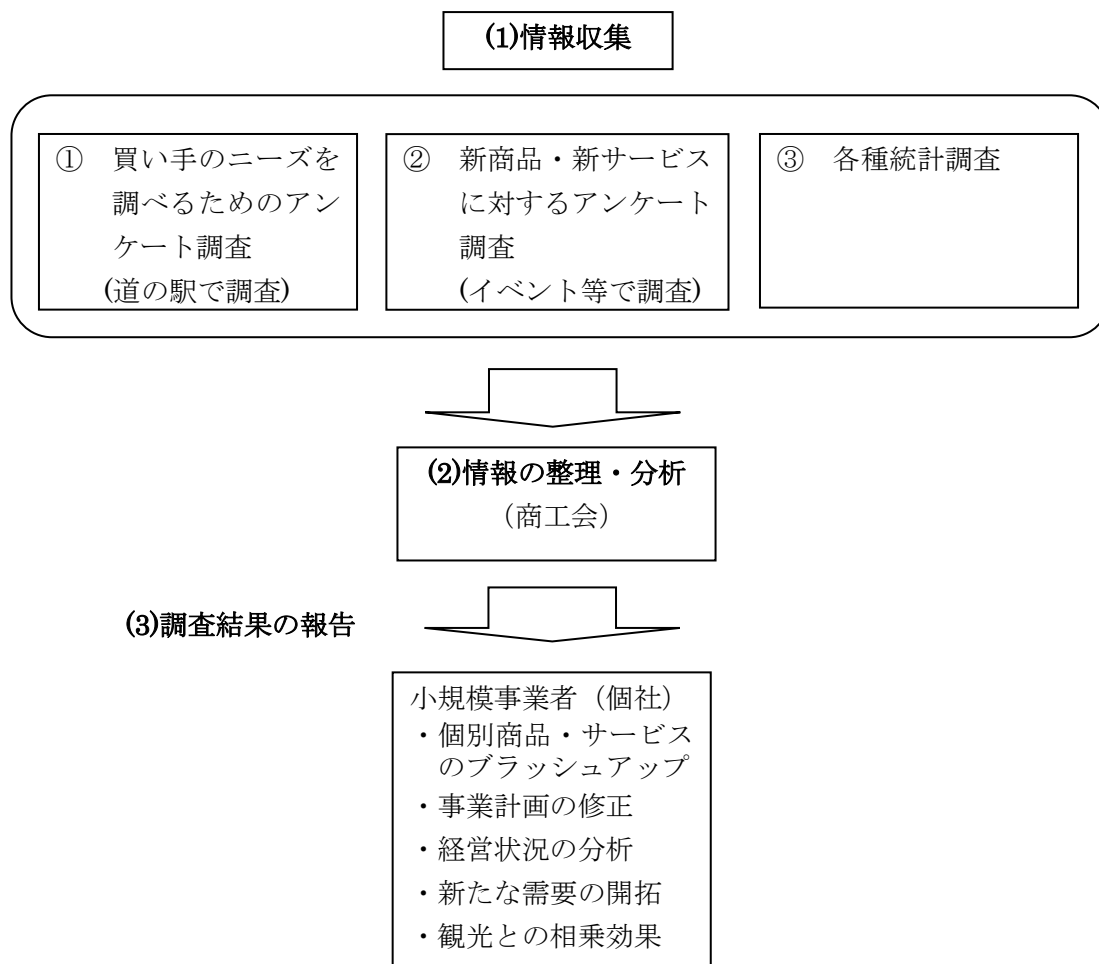
・課題を具体的にどのように改善するか

当商工会は、地域の資源である米、野菜、山菜、水資源を利用した食品加工を行う小規模事業者の商品ブラッシュアップを主目的とした需要動向調査を行う。上記の地域小規模事業者は、食品加工品を地域の観光拠点である道の駅やまびこ等で販売しており、当地域の観光とも、土産品の提供という形で、密接につながっている。しかし単独で顧客ニーズを把握・分析する事は困難であるため、当商工会が中心となり、商品ブラッシュアップにつながる需要動向調査を行い、調査分析した内容をフィードバックする事で、個々の地域小規模事業者の商品力向上を図るとともに、当地域を訪問する観光客やイベント・展示会来場者の客観的な意見に基づく顧客ニーズを商品改善に反映させていく事で「黒保根らしい」新商品を生み出し、地域観光への相乗効果も期待する事ができる。

需要動向調査の概要についてであるが、小規模事業者が事業計画を策定する上で、消費者や取引先のニーズを予測することは非常に重要である。また、外部環境の変化が激しい昨今において、買い手のニーズの変化を捉え自社の事業計画に取り込んでいくことが持続的な発展に欠かせない。

買い手のニーズの情報収集については、「①買い手がどのような商品・サービスを求めているのかを知るためのアンケート調査」「②新商品・新サービスが買い手のニーズに答えているかを調査するためのアンケート調査」「③各種統計調査等によるトレンド調査」を実施する。分析結果の報告は個別に行い、地域小規模事業者の個別商品ブラッシュアップや、「4. 事業計画策定後の実施支援に関すること」における事業計画修正時や「6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること」における販路拡大の資料として活用する。

需要動向調査については、「(1) 情報収集」「(2) 情報の整理・分析」「(3) 調査結果の報告」の仕組みを構築する必要がある。スキームについては下記の通りとする。



(事業内容)

(1) 情報収集

① 買い手のニーズを調べるために行うアンケート調査

地域の資源である米、野菜、山菜、水資源を利用した食品加工を行う小規模事

業者にとって、既存客の需要動向（買い手のニーズ）を把握するには、商品の販売場所である道の駅やまびこに来店する顧客へのアンケート調査を行うことがもっとも現状に則した調査となる。しかし、小規模事業者において、そのようなアンケートを定期的実施している事業者はほとんどない。当商工会において、アンケート調査を行う事業者へのヒアリングを実施し、業種・商圈・取扱商品・来店顧客層に応じたアンケートを作成支援し、情報収集の支援を実施する。アンケートの項目は下記の通りとする。

- ・住んでいる地域・年齢などの基礎的情報
- ・来店頻度
- ・よく購入する食品加工品
- ・現食品加工品の不満点・改善点
- ・今後販売して欲しい食品加工品 など
(新規事業)

<買い手のニーズを調べるためのアンケート調査実施支援の流れ>

- 1) アンケート調査実施の周知
売上・利益の維持・向上のためには「買い手のニーズ」を把握する必要があることを小規模事業者に周知する。各種イベントやセミナーなどの機会を活用しアンケート調査の必要性・実施方法などを周知する。
- 2) 事業者との打合せ（アンケート設計）
アンケート調査を実施する事業者に対して、事業者が取り扱う商品に対する買い手のニーズを把握するため、専門家の知見も借りながら、当商工会が「アンケート票」「ヒアリングシート」の設計を支援する。
- 3) アンケート実施支援
アンケート調査を実施する事業者に対しては、来店客へのアンケート調査票の配布方法・配布時期などについてアドバイスをを行う。また、アンケートの回収率を向上させるための接客方法などについて専門家を派遣するなど積極的な支援を実施する。商品ごとの標本数を20件に設定し分析する。
- 4) 評価の集計・分析
商工会では、アンケート調査にて得られた評価・意見等を集計・整理し、専門家の意見も交えながら分析を行い、アンケート調査結果報告書を作成する。
- 5) アンケート調査結果報告書の説明
経営指導員は、当該事業者に対してアンケート調査結果報告書の説明を行い、対象商品・サービスの改善点や価格の見直し、売り方等に対してアドバイスを提供する。新たに明らかとなった課題については、群馬県商工会連合会や群馬県よろず支援拠点が実施する専門家派遣制度等を活用して、専門家よりの的確な指導・助言を受けることとする。
- 6) 成果の活用
アンケート調査の実施支援における成果の活用については、当然のことながら当該事業者の今後の商品開発や既存商品の改善に役立てるものであるが、同時に事業者の了承のもと商工会で活用事例集にまとめ、今後の更なる事業

推進に活用していくものとする。

② イベント・展示会出展時等のアンケート調査（個社の「新商品開発および新規顧客獲得」のための需要動向調査）

上記の「個社で実施するアンケート調査（個社の既存客に対する需要動向調査）」により開発した新商品をイベントや各種展示会に出展し、来場者に対してその商品・サービスに対するアンケート調査を実施する。アンケート調査は商品・サービスごとに分析を行い、買い手のニーズに対応した「売れる商品」となっているかどうかについて個社と検討する。アンケート調査内容は下記の項目とする。

- ・ 住所・名前・性別・家族構成等の基本情報
- ・ 来場目的
- ・ 観光地でよく購入する食品加工品
- ・ 現商品の不満点・改善点
- ・ 今後販売して欲しい食品加工品
- ・ どのような場所（スーパー・CVS・ネット通販）で購入したいか。
- ・ 誰と食べたいか。または一人で食べたいか。など

アンケート調査は、支援対象の地域小規模事業者が多く出展する「くろほね夏まつり」「黒保根フェスティバル」において実施する。

（新規事業）

- ※「くろほね夏まつり」は、地域伝統文化の継承とコミュニティの深化を目的として、毎年8月15日・16日の2日間開催され、地域内外より3,000人程度の来場者がある。
- ※「黒保根フェスティバル」は、地域の文化祭であり、毎年10月最終週の金・土曜日の2日間開催され、地域内外より700人の来場者がある。

<イベント・展示会出展時等のアンケート調査実施支援の流れ>

- 1) 出展事業者との打合せ（アンケート設計）
出展事業者が出展する新商品に対する顧客の評価を吸い上げるために、当商工会が専門家の知見も借りながらアンケート票を設計する。
- 2) アンケート実施支援
出展事業者が参加するイベント・展示会に商工会職員も同席し、需要動向を捉えようとする対象商品アンケート調査を実施支援していく。商品ごとの標本数を20件に設定し分析する。
- 3) 評価の集計・分析
商工会では、アンケート調査にて得られた評価・意見等を集計・整理し、専門家の意見も交えながら分析を行い、アンケート調査結果報告書を作成する。
- 4) アンケート調査結果報告書の説明
経営指導員は、当該事業者に対してアンケート調査結果報告書の説明を行い、対象商品の改善点や品質・価格の見直し、売り方等に対してアドバイスを提供する。新たに明らかとなった課題については、群馬県商工会連合会や

群馬県よろず支援拠点が実施する専門家派遣制度等を活用して、専門家よりの確かな指導・助言を受けることとする。

5) 成果の活用

アンケート調査の実施支援における成果の活用については、当然のことながら当該事業者の今後の商品開発や既存商品の改善に役立てるものであるが、同時に事業者の了承のもと商工会で活用事例集にまとめ、今後の更なる事業推進に活用していくものとする。

③ 各種統計資料調査

小規模事業者の多くは、情報収集力・情報分析力が充分ではなく、どのような新商品・新サービスを提供すればよいのかわからない事業者も少なくない。そのような事業者に対してマクロ的な需要動向を提供することにより「買い手のニーズ」を把握し、新商品・新サービス開発に役立てる。「調査する統計資料」「調査する項目」「調査の目的」は下記の図表の通りである。（新規事業）

調査する統計資料	調査する項目	調査の目的
「工業統計調査」（経済産業省）	業種別の製造品出荷額	製造業における取引先の需要動向の把握
「商業統計調査」（群馬県統計情報提供システム）	業種別の商店数商品年間販売額	商圏の変化 消費者の嗜好変化
日経 MJ などの商業誌	トレンド情報	消費者の嗜好の変化 新商品・新サービスの開発
「新設住宅着工戸数」（群馬県統計情報提供システム）	地域別住宅着工戸数 構造別着工件数	商圏の把握 消費者の嗜好の変化
業種別審査辞典 （金融財政事情研究会）	業種別の市場シェア トレンドの変遷	消費者ニーズの変化 需要動向の把握

（目標）

小規模事業者が販売する商品・サービスに対する「買い手のニーズ」を把握し、マーケットインの視点に基づく商品・サービスを提供する。また、新商品・新サービスの開発においてもマーケットインの視点を重視し「売れる商品・サービス」を開発する。当商工会においては上記の目標を達成するためのアンケート調査・分析などの支援を実施する。

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
情報収集						
個社で実施するアンケート調査支援数	0	2件	2件	3件	3件	5件
標本数（商品・サービス別）	0	20	20	20	20	20
イベント・展示会出展時等のアンケート調査支援数	0	2件	2件	3件	3件	5件
標本数（商品・サービス別）	0	20	20	20	20	20
各種統計調査	0	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
アンケート調査の報告事業者数	0	4件	4件	6件	6件	10件

(調査報告事業者当り新規成約数)	—	2件	2件	2件	3件	3件
(調査報告事業者平均売上高増加率)	—	10%	10%	10%	15%	15%

※標本数については、新商品ごとの目標標本数とする。例えば、事業者が展示会において2つの新商品を出展した場合の標本数は40(20(標本数)×2(商品数)=40)となる。

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

(現状と課題)

・現状で実施している需要開拓事業

小規模事業者が直面する最大の課題である需要の創造や掘り起しに向け、多様な顧客のニーズに合った商品・サービスを提供・発信する機会を増大させるためには、①マスメディアや各種広報誌等による広報支援、②商談会・展示会・即売会等の出展支援、そして、③ホームページ等を活用したIT支援などが考えられるが、これまで当商工会においては、事業者の求めに応じて商談会等の開催情報を提供する程度で、ITの活用支援に関しても操作研修を実施する程度にとどまっていた。

今後は、小売・サービス業においては自社の商品・サービスのPRの強化、製造業においては地域内外のビジネスマッチング事業への出展などを積極的に誘致することが課題となる。

(改善内容)

・課題を具体的にどのように改善するか

小売業・サービス業に関しては、地域内の地域振興事業に小規模事業者の出展を誘致し地域内外の消費者へ自店の周知をはかる。また、製造業においては地域内外のビジネスマッチング事業への出展を図る。

小規模事業者が比較的容易に販路開拓に取り組む方法として、ECサイトの活用が考えられる。小規模事業者にECサイトの登録を呼びかけ、ECサイトを活用した販路開拓に取り組むことを促す。その後、自社サイトでの販路開拓を目指すためにIT力アップが望まれる。パソコン教室を開催し、自らも販路開拓に取り組むことが可能となるよう個々の事業者の能力向上を図る。

(事業内容)

- (1) 県内外で行われているビジネスマッチング事業や各種展示会・商談会等の情報提供を行う。製造業に対しては、群馬県が開催している「ものづくり技術展示商談会」(訴求対象：当展示商談会に来場する製造業等バイヤー)への出展を促す。また、小売業・サービス業に対しては、東京銀座に出展している群馬県の情報発信の拠点である「ぐんまちゃん家(ち)」で行われる物産展(訴求対象：都内一般消費者・銀座を訪れた観光客)への出展を呼びかける。出展を希望する事業者に対しては、群馬県及び桐生市、群馬県商工会連合会等と連携して出展支援を行い、各種メディアを通じたPRやITを活用した情報発信により、出展企業の販路開拓と知名度の向上を図る。出展に不慣れな小規模事業者を支援するため、群馬県・桐生市・群馬県商工会連合会・近隣の金融機関などと連携し、出展のために活用可能な補助事業などの情報を収集する。また、必要に応じて連携機関から出展に必要なノウハウ(商品の展示方法・販売促進の具体的な進め方など)の提供を受

け事業者の出展を支援する。出展後についても継続的なフォローアップを実施し小規模事業者の需要開拓について伴走的な支援を行う。(新規事業)

- (2) 製造業に関しては、桐生信用金庫が主催する「きりしんビジネスマッチングサービス」(訴求対象：ビジネスマッチング相手先企業)への地元小規模製造業者の参加を促す。これによってビジネスマッチングの機会を設ける。桐生信用金庫と協力して「きりしんビジネスマッチングサービス」の参加方法等について支援するとともに、参加後、商談や成約に至るための伴走的な支援を行う。(新規事業)
- (3) 地域内で開催される「くろほね夏まつり」「黒保根フェスティバル」などの各種地域振興事業(訴求対象：イベント来場者である町内や近隣を中心とした一般消費者)には多くの事業者が出展し来場者に商品やサービスを提供している。そのような地域振興事業を活用し、事業者の需要の開拓を図る。そのためには、各種地域振興事業の来場者の傾向を把握し傾向に応じた事業者への出展を誘致する。出展誘致を積極的に行うことにより、新規に出展する事業者を増やし、多くの事業者に需要開拓の機会を設ける。(既存事業改善)
- (4) 地域小規模事業者の販路開拓のために、全国の地方特産品に興味のある一般消費者を訴求対象として設定し、ECサイト(全国商工会連合会が運営する「ニッポンセレクト.com」や、中小企業基盤整備機構が運営する「J-GoodTech」等)への登録方法や運用方法を習得するための支援を行う。(新規事業)
- (5) 小規模事業者のIT能力を向上させるために、外部の専門家が実施するパソコン教室を開催する。パソコン教室においては、チラシ・名刺などの作成に役立つ「Word」、ポスターやプレゼンテーション作成に役立つ「PowerPoint」、オンラインホームページ作成に役立つ「Jimdo」(自社サイトでの販路開拓を目指すため)などについて講義を行う。(新規事業)

(目標)

製造業においては、ビジネスマッチング事業に積極的に出展することにより需要開拓を図る。また、各業種の事業者が地域振興事業に出展することにより、地域住民への認知度を向上させ、新たな需要の開拓を図る。

各小規模事業者がIT技術を高めることを支援し、自らがITを活用した需要の開拓を実現する事業者となる。

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
「ものづくり技術展示商談会」への出展企業数	0	2	2	3	3	5
内商談件数	0	4	4	6	6	10
内成約数	0	1	2	2	3	4
きりしんビジネスマッチングサービス	0	2	2	3	3	4
内商談件数	0	2	2	3	3	4
内成約件数	0	1	1	2	2	3
ぐんまちゃん家への出展件数	1	1	1	1	2	2
出展事業者平均売上増加率	—	10%	10%	10%	10%	10%
新たな需要獲得のためのパソコン教室の開催	未実施	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
地域振興事業への出展事業者数	26	28	30	30	32	35
出展事業者平均売上増加率	—	10%	10%	10%	10%	10%
ECサイト登録事業者数	0	5	5	7	7	10
ECサイト取引が開始された件数	0	4	4	6	6	9

II. 地域経済の活性化に資する取組

(現状と課題)

- ・現状で実施している地域経済活性化事業の概要（他の機関との連携、問題意識の共有化が図られる仕組み等）と課題

黒保根地区と桐生市行政の中心である桐生地区との間には、みどり市が存在し、飛び地となっており、黒保根地区は中山間地の小規模な地区である。そのため、主にイベントの開催は住民間の交流を図るためのものとなっている。当商工会はそのような地域振興事業を通じ地域経済の活性化に長年貢献してきた。しかし、この地域のイベントは住民間のコミュニティの域を脱せず、地域経済の活性化策としての役割を担い切れていない状態となっている。

今後は、桐生市、桐生商工会議所、地元企業、金融機関などとの情報交換を行い、地域経済の活性化について連携を深めるとともに桐生市黒保根町の独自性と求心力の向上を図ることが課題となる。

(改善内容)

桐生市、地元企業、金融機関との連携を図り、地域経済の活性化に十分な役割を果たせていない既存地域振興事業を支援する。

また、地域経済活性化の方向性を検討するために、地域経済活性化推進委員（当初は商工会地区役員が兼任し、地区役員改選時に後任を会員非会員から推薦して選任する）による地域懇談会を開催。地域経済活性化の方向性案を集約し黒保根地区としての地域経済活性化の方向性を示す。これによって地域のにぎわい創出や小規模事業者が事業を継続的に発展させるための良好な環境整備に努める。

(事業内容)

- (1) 地域経済の活性化を図る土台作りとして「地区別懇談会」を年1回開催する

地域経済活性化推進委員による「地区別懇談会」での意見に基づき黒保根地区の地域経済活性化案を集約し、集約した案を、桐生市・地元企業・金融機関等と検討し黒保根地区としての地域経済活性化の方向性を示す。

- (2) 商工会として「くろほね夏まつり」に協力する

「くろほね夏まつり」（8月開催）は、地域のボランティア団体主催の地域振興事業である。毎年8月15日と16日に開催され、例年2日間で3,000人近くの来場者が見込まれる。今後は商工会として、地域小規模事業者の出展（出店及び展示）を促し積極的な販路開拓を支援し、延いては地域経済活性化に繋げていくものとする。

- (3) 商工会として「黒保根ふれあいフェスティバル」に協力する

「黒保根ふれあいフェスティバル」（10月開催）は、桐生市黒保根支所と公民館主催の地域振興事業である。毎年10月30日と31日に開催される「文化展、健康まつり」であり（黒保根地区限定の文化祭のようなもの）、学習発表会、イベント部門、展示部門がある。自慢の工芸作品の展示や地元の食材を使用した食品が振舞われる。

商工会としては地元の工芸家を発掘し、地域内外イベントへの積極的な出展を促し販売拡大につながる支援をする。

(4) 上記地域振興事業への出店促進を商工会として後押しする

地域振興事業（お祭りや各種イベント等）への出展者については、書類による案内の他、「商工会HP」「商工会FBページ」を通して積極的な募集を行う。また、経営指導員の巡回訪問時においても、出店可能であることを知らせ、意欲のある事業者の出店を促す。

(目標)

当商工会において、地域振興事業を通じて事業者の販路開拓・販売促進・地域経済の活性化を図ることが最大の使命であると言っても過言ではない。地域経済の活性化については、「地域振興事業の来場者数を増加させること」「事業者の出展者数を増やすこと」が今後の目標となる。また、地域振興事業を通じ、当地域の独自性や求心力を回復することも目標の一つとなる。目標を達成するためには、地域振興事業告知の方法を多様化し、商工会HPやFBページなどのWebを有効に活用し、来場者・出展者の増加に繋げる必要がある。

取り組み内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
地区別懇談会の開催	0回	1回	1回	1回	1回	1回
地域振興事業への出展数	0店	2店	2店	4店	6店	8店
くろほね夏まつり（8月）	0店	1店	1店	2店	3店	4店
黒保根フェスティバル（10月）	0店	1店	1店	2店	3店	4店

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

(現状と課題)

- ・現状で実施している他の支援機関との情報交換の概要と課題

現状においては日本政策金融公庫と年1回、連絡会議を開催し、情報交換を行っている。また、信用保証協会とは年に1～2回程度、中小企業支援ネットワーク会議を開催し情報交換を行っている。群馬県では中小企業サポーターズとして商工会、商工会議所、県内金融機関等を認定し、年1回連絡会議を開催している。しかし意見交換するのみで終わってしまうものが多く、地域事業者への支援向上に効果を発揮するには至っていない。他の支援機関と連携した情報交換については、その機会が少なく、また、情報交換に対する組織的な取り組みが行われていない。

今後は、他支援機関と支援力向上を目的とした情報交換会や研修会を実施する。その際得られた各種情報を事業者にフィードバックすることが課題となる。

(改善方法)

- ・課題を具体的にどのように改善するか

他支援機関と定期的な情報交換会を新たに開催する。その交換会において、支援ノウハウや支援の現状等の情報交換を行う。また、得られた情報を事業者にフィードバックする仕組みを構築する。

(事業内容)

(1) 桐生みどり地区情報交換会の開催

桐生みどり地区 4 商工会による情報交換会を年 2 回（現状は単なる会合は数回ある）開催する。その会合において、支援ノウハウ（経営の安定・改善・革新に向けた取組みの支援手法等）、支援の現状等の意見交換を行い、経営指導員の支援力向上に役立てる。

(2)各支援機関との会合の開催

各支援機関（群馬県商工会連合会、桐生商工会議所、群馬県中小企業診断士協会など）と支援ノウハウ（創業支援、事業計画策定支援等の高度な支援手法等）、支援の現状、地域内経済動向の共有を図ることを目的とした会合を年 1 回開催（現状なし）し、情報交換を行う。

(3)金融機関との懇談会開催

日本政策金融公庫などの金融機関と金融懇談会を年 2 回開催（現状 1 回）し、情報交換を行うとともに地元の経済動向、小規模事業者の現状、需要の動向などを把握し支援力の強化に取り組む。

(4)桐生市、桐生商工会議所と「桐生市新生総合計画後期基本計画」との整合性を図る

桐生市の「桐生市新生総合計画後期基本計画」との整合性を図るため、桐生市の担当部局並びに桐生商工会議所との意見交換を年 1 回程度実施する。

(5)情報発信・フィードバックの実施

上記において得られた「補助金などの情報」「金融機関における融資制度などの情報」「行政の新たな取り組み」などの事業者に直結する情報については、「商工会 HP」「商工会 FB ページ」を活用し情報発信を行うとともに、必要に応じて経営指導員が巡回時に直接事業者の説明するなど情報のフィードバックを実施する。

(目標)

他の支援機関と連携した支援ノウハウ等の情報交換の機会を定期的実施することにより、経営指導員の支援ノウハウの向上を図る。また、習得したノウハウを事業者の経営指導に活用するとともに、必要な情報に関しては適宜情報発信を行い、事業者の新たな需要の開拓を進める基盤の構築を図る。

実施内容	現状	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
桐生みどり地区情報交換会	0	2	2	2	2	2
各支援機関との会合	0	1	1	1	1	1
金融懇談会	1	2	2	2	2	2
桐生市、桐生会議所との意見交換会	0	1	1	1	1	1

2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(現状と課題)

・現状で実施している取組の概要と課題

群馬県商工会連合会が実施する参加が義務付けられている各種研修会において、各経営指導員が知識の習得や資質の向上に取り組んでいる。しかし、その他の職員（補助員、パート職員）も含めた組織全体のレベルアップが意識されていない。特に支援の相談対応において、経営指導員1人体制である当会では、経営指導員とその他の職員との支援対応能力の差が大きく、相談対応能力の内、特に1次対応に必要となる支援スキルについて、当会内スタッフでの標準化が必要であると感じている。

このような現状を受けて、当会では、経営指導員を中心とした知識の共有のための仕組みを構築するとともに、組織全体のレベルアップを図ることが課題となる。

(改善内容)

・課題を具体的にどのように改善するか

経営指導員と他の職員との支援能力のギャップを埋めるためにOJTを積極的に取り入れることにより改善を図る。また、組織全体の支援力向上のために、「支援力向上会議」を新たに実施する。

支援ノウハウの共有化については、「支援力向上勉強会」を実施する。また、商工会基幹システム（事業者データを入力する情報システム）に支援内容（売上・利益状況、助言内容、反省点、連携内容など）を詳細に入力し、共有化すべきノウハウを全職員が閲覧することにより共有化を図る。

(事業内容)

- (1) 群馬県商工会連合会が主催する研修に積極的に参加するとともに、職員協議会が企画する職員向け研修会への参加、中小企業大学の主催する中小企業支援担当者等研修に参加することなどにより、経営指導員の支援力向上を図る。（既存事業改善）
- (2) 全職員（経営指導員・補助員・パート職員）が参加し、定期的（毎月1回）に「支援力向上会議」を行う。会議において、経営指導員が、小規模事業者の経営状況、分析結果等支援状況について報告を行う。それらの情報や支援ノウハウの共有化を図ることにより、組織全体の支援力を強化する。（既存事業改善）
- (3) 当商工会職員が全員参加する「支援力向上勉強会」を年3回開催する。勉強会は経営指導員が主導し、研修会や専門家への同行などにおいて習得した経営支援スキルや小規模事業者の事業事例などを発表し、組織全体のスキルアップを図るとともに支援スキルの共有化を推進し、経営発達支援計画の遂行に役立てる。また、必要に応じて勉強会に専門家を招聘し支援スキル向上に役立つアドバイスを受ける。「支援力向上勉強会」内容については、支援対象の問題点・課題把握を中心に実施する。小規模事業者支援は、「把握」「分析」「提案」の3つの段階に分類する事ができるが、小規模事業者に最も近い現場の商工会にとって必要となるのが、相談対応者の1次対応レベルを標準化であり、相談対応の基本となる「聞く」事と「整理する」事が最も求められる。具体的な勉強内容は以下の通りである。

① ヒアリングにおける傾聴スキルについて

② 簡易財務分析ツールを活用した課題抽出について

③ SWOT分析ツールを活用した課題抽出について

(新規事業)

(4) 専門家派遣による指導時に経営指導員が必ず同行し、専門家の行う指導、助言内容、情報収集方法を学ぶなど OJT により支援能力の向上を図る。その際、経営指導員は自分にどのような支援能力が不足しているかについて分析を行い、研修時にその能力の補充に努める。(既存事業改善)

(5) 商工会基幹システムに事業者ごとの支援内容を詳細に入力する。商工会基幹システムは当商工会の職員であれば誰でも閲覧できるため、担当指導員が不在の場合でも事業者への対応が可能となる。また、効果のあった支援内容や注意すべき失敗事例については事業者情報をプリントアウトし全職員がいつでも活用できるよう共有化を進める。ファイル内容については毎年見直し、当商工会の支援ノウハウとして蓄積し組織の財産として活用する。(新規事業)

(目標)

経営指導員の支援力を向上させ、習得した支援ノウハウを組織内で共有し、組織をあげて小規模事業者の事業の発展に寄与する体制を構築する。

	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
研修会への参加						▶
支援力向上会議の実施	0	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月
支援力向上勉強会の実施	0	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年
OJTの実施						▶
ファイル作成	未実施	適宜作成	適宜作成	適宜作成	適宜作成	適宜作成

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(現状と課題)

・現状で実施している事業評価の概要と課題

毎年開催される総代会において事業の報告が行われているが、総代会出席者は商工会役員・商工会職員となっており、外部評価は行われていない。今後は、事業を客観的に評価し見直すための仕組みを構築することが課題となる。

(改善内容)

本計画に記載された事業の実施状況や問題点について、当商工会の商工会役員・商工会職員に外部有識者を加えた報告会を開催し評価・検証を行う。

(事業内容)

(1) 当商工会役員・外部有識者（桐生市職員・中小企業診断士などの専門家）により構成された報告会を年度末に開催し、事業の実施状況、成果などを報告する。
(新規事業)

(2) 報告会において、その内容を検討し、成果の評価・見直し方針を検討し、見直し案の提示を行う。(新規事業)

(3) 報告会において作成された評価・見直し案については、当商工会理事会へ報告し承認を受ける。(新規事業)

(4) 事業の成果・見直しの結果については、その内容を「商工会HP」において公表する。(新規事業)

(目標)

本計画に記載の事業の実施状況、及び成果について、PDCA サイクルに基づいた評価・検証を、外部有識者を交え毎年度実施する。PDCA サイクルを活用することにより、計画の改善プロセスを明確にするとともに、経営発達支援計画に基づいた事業者への支援施策の周知を図る。

	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
報告会の開催・評価・見直し	未実施	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
事業の成果・見直しの公表	未実施	年度初	年度初	年度初	年度初	年度初

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制	
(平成29年10月現在)	
(1) 組織体制	
役員	職員
会長 1名	経営指導員 1名
副会長 2名	補助員 1名
理事 12名	パート 1名
監事 2名	
(2) 実施体制	
職員	
経営指導員 1名	
補助員 1名	
(3) 連絡先	
住所	〒376-0141 群馬県桐生市黒保根町水沼182-3
電話	0277-96-2605
FAX	0277-96-2586
E-mail	kurosyo@sunfield.ne.jp

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
必要な資金の額	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
・地域の経済動向調査に関する事業	500	500	500	500	500
・経営状況の分析に関する事業	500	500	500	500	500
・事業計画策定支援に関する事業	600	600	600	600	600
・事業計画策定後の実施支援に関する事業	600	600	600	600	600
・需要動向調査に関する事業	600	600	600	600	600
・新たな需要の開拓に寄与する事業に関する事業	600	600	600	600	600
・地域経済の活性化に資する取り組みに関する事業	200	200	200	200	200
・他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関する	200	200	200	200	200
・経営指導員等の資質向上等に関する事業	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、各種手数料収入、国補助金、県補助金、市補助金、県連補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
<p>I. 経営発達支援事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none">1. 地域の経済動向調査に関すること<ul style="list-style-type: none">・地域経済動向調査においては、桐生市・専門家（中小企業診断士など）などとも連携し業況調査などの結果を共有する。2. 経営状況の分析に関すること<ul style="list-style-type: none">・群馬県商工会連合会・近隣地域金融機関などと連携し、需要動向調査を行う。また、地域振興事業（各種イベント等）やセミナーなどを通じ分析の対象となる小規模事業者をピックアップし専門家と連携しながら問題解決に向けた分析を行う。3. 事業計画策定支援に関すること<ul style="list-style-type: none">・専門家（中小企業診断士など）と連携し事業計画策定に関するセミナーの開催や具体的な事業計画を作成する。・事業計画策定において顕在化した課題に対し、群馬県商工会連合会・群馬県よろず支援拠点・群馬県・桐生市・各金融機関・専門家等と連携し指導・助言を行う。計画策定において必要に応じ専門家（中小企業診断士など）と連携を図る。4. 事業計画策定後の実施支援に関すること<ul style="list-style-type: none">・事業計画策定後の生じた課題に対し群馬県商工会連合会・群馬県よろず支援拠点・群馬県・桐生市・各金融機関・専門家等と連携し指導・助言を行う。・事業計画のフォローアップについて必要に応じ専門家（中小企業診断士など）と連携を図る。5. 需要動向調査に関すること<ul style="list-style-type: none">・業種別需要動向などの小規模事業者の特徴に応じた情報収集に関しては群馬県や近隣金融機関との連携を図る。・収集した情報の分析に関しては、中小企業診断士などの専門家との連携を図る。・専門家と連携しアンケートを作成・配布し会員企業の動向調査を行う。6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること<ul style="list-style-type: none">・桐生市・地元企業・金融機関等と連携を図り各種地域振興事業（各種イベント等）を実施することにより、地域に密着した需要開拓を推進する。・販路開拓に関しては、全国商工会連合会・群馬県商工会連合会・桐生信用金庫などと連携し県外・県内の展示会や商談会への出展を促し販路開拓を支援するとともに出展後のフォローアップも行い伴走型支援を実施する。 <p>II. 地域経済の活性化に資する取組</p> <ul style="list-style-type: none">・桐生市・地元企業・各イベント実行委員会・金融機関等と連携を図り各種地域振興事業（イベント等）を実施することにより、地域経済の活性化を推進する。 <p>III. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組</p> <ol style="list-style-type: none">1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること<ul style="list-style-type: none">・桐生・みどり地区3商工会と連携し、支援ノウハウを共有するとともに支援の現状や問題点について意見交換を行い、支援力向上を図る。

2. 経営指導員の資質向上等に関すること

- ・指導員の研修事業を実施している各種団体や専門家と連携し、計画的な指導員の能力向上を図る。

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

- ・事業評価においては外部有識者との連携を図り事業の成果・問題点などについて検討を行う。

連携者及びその役割

・群馬県

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-223-1111

知事 大澤正明

展示会・商談会・産業展等の開催情報の提供を受けるとともに、小規模事業者の出展に係る支援を受けることにより、出展事業者の掘り起こしをより効果的に実施することが可能となる。また、地域経済動向調査の集計結果の提供を受けることにより、地域小規模事業者に周知することができる。(連携体制図に記載)

・桐生市

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1-1

TEL 0277-46-1111

市長 亀山豊文

展示会・商談会・産業展等の開催情報の提供を受けるとともに、小規模事業者の出展に係る支援を受けることにより、出展事業者の掘り起こしをより効果的に実施することが可能となる。また、地域経済動向調査の集計結果の提供を受けることにより、地域小規模事業者に周知することができる。

桐生信用金庫と連携して実施しているビジネスマッチングフェアにつき開催情報の提供を受けるとともに、小規模事業者の出展に係る支援を受けることにより、出展事業者の掘り起こしをより効果的に実施することが可能となる。(連携体制図に記載)

・独立行政法人中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL 03-5470-1509

理事長 高田坦史

事業計画策定支援の実施にあたり、事業者の経営課題解決のため、専門家派遣事業等を活用し、専門家と連携して事業計画の策定支援を行うことにより事業成果を高めるとともに職員のノウハウ習得のためのOJT効果も期待できる。(連携体制図に記載)

・全国商工会連合会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 有楽町電気ビル北館19階

TEL 03-6268-0088

会長 石澤義文

中小企業景況調査の実施に係る支援を受けることにより地域経済動向調査の効果的な実施が期待できる。また、展示会・商談会・産業展等の開催情報の提供を受けるとともに小規模事業者の出展に係る支援を受けることにより出展事業者の掘り起こしをより効果的に実施することが可能となる。(連携体制図に記載)

・公益財団法人群馬県産業支援機構

〒371-0854 群馬県前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 2 階

TEL 027-255-6500 FAX 027-255-6161

理事長 根岸富士夫

高度で専門性の高い経営課題について支援の協力を依頼し、小規模事業者に対し多面的な支援を実施することにより事業成果を高めるとともに職員のノウハウ習得のための OJT 効果も期待できる。(連携体制図に記載)

・群馬県商工会連合会

〒371-0047 群馬県前橋市関根町 3-8-1

TEL 027-231-9779 FAX 027-234-3378

会長 高橋基治

事業計画策定支援の実施にあたり、事業者の経営課題解決のため、専門家派遣事業等を活用し、専門家と連携して事業計画の策定支援を行うことにより事業成果を高めるとともに職員のノウハウ習得のための OJT 効果も期待できる。また、中小企業景況調査の実施にあたり、群馬県商工会連合会の協力を得ながら管内数値を集計・分析することにより円滑な経済動向調査の実施が期待できる。群馬県商工会連合会で開催する創業塾・経営革新塾、展示会・商談会・産業展等の開催情報の提供を受けるとともに、小規模事業者の参加に係る支援を受けることにより出展事業者の掘り起こしをより効果的に実施することが可能となる。(連携体制図に記載)

・日本政策金融公庫前橋支店

〒371-0023 群馬県前橋市本町 1-6-19

TEL 027-223-7311

国民生活事業統轄 高橋智

小規模事業者経営発達支援資金の活用において支援を受けることにより経営計画の実行に必要な資金調達支援を円滑に実施することが可能となる。

各種調査結果、集計結果の提供を受けることにより小規模事業者に対し提供することが可能となる。(連携体制図に記載)

・群馬銀行大間々支店

〒371-0846 群馬県みどり市大間々町大間々 1455-2

TEL 0277-73-2015

支店長 堀地卓夫

地域経済動向調査の集計結果の提供を受けることにより調査結果を活用し分析することが可能となる。また、経営計画の策定において連携して支援することにより経

営計画の実行に必要な資金調達支援を円滑に実施することが可能となる。(連携体制図に記載)

・ 桐生信用金庫

〒376-8668 群馬県桐生市錦町 2-15-21

TEL 0277-44-8181 FAX 0277-44-8150

理事長 津久井真澄

地域経済動向調査の集計結果の提供を受けることにより調査結果を活用し分析することが可能となる。また、経営計画の策定において連携して支援することにより経営計画の実行に必要な資金調達支援を円滑に実施することが可能となる。

桐生市と連携して実施しているビジネスマッチングフェアにつき開催情報の提供を受けることにより小規模事業者に対し提供することが可能となる。(連携体制図に記載)

・ N P O 法人北関東産官学研究会

〒376-0024 群馬県桐生市織姫町 2-5 (財)桐生地域地場産業振興センター4F

TEL 0277-46-1060 FAX 0277-46-1062

会長 根津紀久雄

高度で専門性の高い経営課題について支援の協力を依頼することにより、小規模事業者に対し多面的な支援を実施することが可能となる。また、職員にとっては専門的支援ノウハウ習得のための OJT 効果が期待できる。(連携体制図に記載)

・ (一社) 群馬県中小企業診断士協会

〒371-0036 群馬県前橋市敷島町 2 4 4- 1

TEL 027-231-2249

会長 福島 久

地域の経営動向調査・需要動向調査などの調査・分析・評価の局面、経営状況の分析・事業計画策定支援など、経営のあらゆる分野で実務経験豊で信頼性のある専門家としての支援が期待できる。(連携体制図に記載)

・ 関東信越税理士会桐生支部

〒376-0007 群馬県桐生市浜松町 1-5-33

TEL 0277-44-2315

支部長 押見新一郎

経営状況の分析、事業計画策定支援にあたり税務、財務の専門家としての視点から助言を受けることにより、実現性の高い経営計画の策定が期待できる。また、職員にとっては専門的支援ノウハウ習得のための OJT 効果が期待できる。(連携体制図に記載)

連携体制図等

